

◆ 目的

この制度は、看護師の資格取得に取り組む学生等を支援すると共に、能代山本医師会病院への就業を促進するため、看護大学や看護学校等に在学あるいは入学が決定した学生に対して、就学に必要な経費の一部を貸与するものです。

◆ 奨学金貸与生の選考

看護大学や看護学校を卒業した後、看護師として、能代山本医師会病院に就職することを希望する学生等の中から選考します。

◆ 貸与の条件及び貸与額

- 看護大学や看護学校に入学したまたは在学中で、卒業年度に看護師の免許を取得するものであること。
- 能代山本医師会病院に5年以上勤務する者であること。
- 貸与額 月額…6万円

◆ 貸与を受けた奨学金の返済免除

奨学金貸与生が、卒業後、能代山本医師会病院に5年以上勤務したときは、貸与を受けた奨学金の返済が全額免除されます。

◆ その他

- 奨学金貸与生が、学校等を退学や休学したとき等は奨学金貸与の打切り又は停止が行われます。
- 奨学金貸与生が、卒業年度までに看護師の国家試験に不合格となったときは、採用が取り消されます。
- 奨学金貸与生が採用を取り消されたときや採用を辞退したとき等は、貸与を受けた奨学金の金額を返還していただきます。